

## 概要

難病指定医療機関・難病指定医の申請について、現在はWEBDBシステムを使用しオンライン申請を受け付けていたが、埼玉県全体としてWEBDBシステムの利用が停止されることになった。

これに伴い、**R8.1.31をもって現在使用しているWEBDBシステムでの受付を終了し、R8.2.1～新システム（ワンスオンリーシステム）での受付を開始する。**

## 新システム（ワンスオンリーシステム）の特徴

- 申請書様式を画面に表示させながら、必要項目を入力欄に入力していく仕様
  - ➡ 紙に記入する際と同じ要領で作成可能
- WEBDB利用者の意見に基づき、重複する入力項目は削除又は自動引用できるよう設定
  - ➡ 申請者の負担軽減を図った仕様
- WEBDB同様、申請～指定書交付まで、オンライン上で完結可能
- 2回目の申請以降は、過去申請データを引用し、必要項目を追記・修正するだけで提出可能
  - ➡ WEBDBで申請したデータも新たなシステムに引継ぎ、過去申請データとして引用可能



# 新システム入力画面（イメージ）

様式第3号（第1条関係）

指定医療機関指定申請書（新規・更新）

宛先

埼玉県知事

開設者・事業者の代表者

住所

〒3309301

氏名又は名称

疾病対策課アスト

難病の患者に対する医療等に関する法律第14条第1項の規定により、指定医療機関の指定を受けたいので申請します。また、申請に当たり、同条第2項各号の規定のいずれにも該当しないことを誓約します。

区分 (該当するものに○)	1 病院	2 診療所	3 保険薬局					
	4 指定訪問看護事業者等 (右の該当するものに○) 指定訪問看護事業者 指定居宅サービス事業者 指定介護予防サービス事業者							
(フリガナ) 名 称	サイタマケンチョウビヨウイン 埼玉県庁病院							
所 在 地	〒							
電 話 番 号								
コ ー ド	1	1						
標準化している診療科名 (病院・診療所のみ記載)								
役員の氏名及び職名	氏 名	職 名						

注1 「開設者・事業者の代表者」について、指定訪問看護事業者等にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに当該事業者等の代表者の住所及び氏名を記入すること。

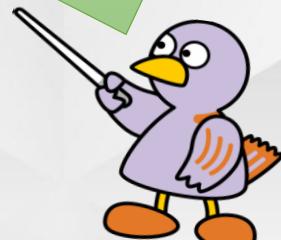
注2 「コード」欄について、病院又は診療所の場合は医療機関コード、保険薬局の場合は薬局コード、指定訪問看護事業者等の場合は訪問看護ステーションコード又は介護保険事業所番号を記載すること。

事業者名称 <b>必須</b>	
疾病対策課テスト	
指定医療機関情報	
医療機関区分 <b>必須</b>	
<input type="checkbox"/> 病院	
<input type="checkbox"/> 診療所	
<input type="checkbox"/> 保険薬局	
<input type="checkbox"/> 指定訪問看護事業者等	
1個以上を選択してください。	
医療機関名称 <b>必須</b>	
医療機関の正式名称を記入してください。	
埼玉県庁病院	
医療機関名称（フリガナ） <b>必須</b>	
サイタマケンチョウビヨウイン	
郵便番号 <b>必須</b>	
ハイフンなしで入力してください。	
例) 00000000	
住所検索	
医療機関所在地 <b>必須</b>	
例) 埼玉県○○○市△△町○○丁目○○-○○	
この項目を入力してください。	
電話番号 <b>必須</b>	
ハイフンなしで入力してください。	
例) 0000000000	
コード <b>必須</b>	
3桁目について、医科は「1」、歯科は「3」、薬局は「4」、訪問看護等は「6」、介護医療院は「B」を入力してください。 残りの7桁には、厚生局から付与されたコードを入力してください。 ※「歯科」としても指定を受ける場合は、「歯科」の医療機関コードとして別途申請が必要です。	

『左側に申請書』  
『右側に入力欄』  
が表示される。  
入力欄に入力した文字が  
左側申請書の対応項目に  
表示される。

ユーザー登録時に  
必要な手続き（※）を  
行うことで、  
WEBDBシステム（現行シス  
テム）で申請した過去の申請  
内容を引用し、「更新申請」  
や「変更申請」等を行うこと  
が可能になります。

※次スライド参照



# 難病指定医療機関・難病指定医のオンライン申請システムについて

## 新システム移行に伴う必要な手続きや注意事項

### ○別システムへの移行になるため、新たにユーザー登録が必要になります。

これまでにWEBDBシステムを使用してオンライン登録していた申請者についても、新システム（ワンスオンリーシステム）へのユーザー登録が必要になります。お手数をおかけしますが、御対応をお願いいたします。

### ○WEBDBで登録されている申請データをワンスオンリーシステムに引継ぐための“ひと手間”が必要になります。

新システムにユーザー登録する際、当課からお知らせする「紐づけキー」を入力していただくことになります。この「紐づけキー」によって過去に申請したデータを引用することが可能となります。

「紐づけキー」については、令和8年1月中に送付予定の資料と併せて御案内の予定です。

## 新システムの周知・マニュアルについて

● 令和8年1月中には、指定医療機関については法人または医療機関宛て、指定医については所属病院宛てにシステム移行に関する御案内等を送付する予定です。

● また、関連情報について、以下の埼玉県ホームページに掲載予定です。

○難病指定医療機関HP <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0705/siteiiryokikan.html>

○難病指定医HP <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0705/nanbyo/siteii.html>

